

## 筆界特定をした旨の公告

下記の筆界特定の手続について、筆界特定をしたので、不動産登記法第144条第1項の規定により、公告する。

令和7年3月14日

福島地方法務局 筆界特定登記官  
記

### 筆界特定手続の表示

手続番号 令和5年第8号

対象土地 喜多方市塩川町字東栄町五丁目3番16

喜多方市塩川町字東栄町五丁目3番27